

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(13時00分)

日程第12「報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件は報告案件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率について御報告させていただきます。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行され、財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられたものでございます。その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行財政上の措置を講ずることを目的とし、4つの財政指標について公表することになったものでございます。また、財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員からこの4つの指標をもとに、その算出根拠となる数値を検証し、計数が適正に算出されているかを確認をし、その結果に対して財政状況の分析、財政健全化の推進の必要性等について監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので、併せて議会に報告させていただきます。

それでは別紙の指標になります。1枚おめくりいただき、別紙でございます。1つ目にですね、令和2年度決算に基づく松田町の健全化判断比率で、単位はパーセントでございます。左から実質赤字比率でございます。これは一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。町税や譲与税、交付税などの合計となるものでございます。この標準財政規模におきましては、令和2年度は30億2,498万円、令和2年度につきましては30億2,498万円でございます。なお括弧内の数値でございます。15.0%。これを超えますと早期健全化団体となりますが、松田町におきましては赤字ではなく、比率がないということで横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは企業会計等まで含めた全会計を対象とした実質赤字の、また標準財政規模に対する割合でございます。こち

らにつきましても括弧内の20.0%を超えると早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で赤字は算定されておりません。

続きまして3つ目でございます。実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものを、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したもので、分子はおおむね償還の元金、利子となります。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合のことでございます。過去3年間の平均の値を用いて、この比率が括弧内の25.0%以上の団体は地方債の発行に国の許可が必要となり、35%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては5.5%と、昨年度比0.2%の増となったものでございます。傾向といたしましては、平成30年町営住宅整備事業債の元利償還が開始したことにより、またです、臨財債の償還の増によるものでございます。ただ、単年度の値は増額したものの、3年間の平均となっておりますので微増というふうな結果でございます。

続きまして4つ目です。将来負担比率でございます。ストック指標で、こちらはある時点における借金の額を捉えようという指標でございます。普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合となります。公営企業も含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございます。括弧内の350.0%を超えますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては49.2%となったところでございます。こちらは昨年度比16.1%の減となっており、主な減少理由につきましては、財政調整基金の積立てによる充当可能基金の増加及び普通交付税の増による標準財政規模の増加が挙げられます。令和2年度ではですね、松田小学校整備事業による借入額による地方債の現在高は増加いたしました、それ以上に減少の要因が大きかったということでございます。

その下のですね、2つ目になります。令和2年度決算に基づく松田町公営企業の資金不足比率でございますが、御覧のとおり松田町の下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、上水道事業会計の資金不足はございませんでしたので、

こちらも横棒となっているものでございます。

それでは裏面になります。最終ページでございます。参考資料でございます。7月30日付でございますね、提出されました財政健全化法の規定によりですね、監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここに報告します。

以上、説明及び報告を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。